

## 工場立地法届出様式一覧

No.	様式番号	様式名	届出のケース	提出の有無
01-1	様式第1	特定工場新設（変更）届出書（一般用）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設</li> <li>・届出内容の変更</li> <li>①製品</li> <li>②敷地面積</li> <li>③建築面積</li> <li>④生産施設面積</li> <li>⑤緑地、環境施設面積</li> <li>⑥緑地、環境施設の配置</li> </ul>	必須 (いずれか)
01-2	様式B	特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）		
02-1 または 02-2	別紙1	特定工場における生産施設の面積		必須
	別紙2	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置		必須
	別紙3	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置		関係する場合
	別紙4	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用		関係する場合
※	別紙5～8	桜川市は指定地区でないため不要		
03	様式例第1	事業概要説明書		必須
	様式例第2	生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図		必須
	様式例第3	特定工場用地利用状況説明書		必須
	様式例第4	特定工場の新設等のための工事の日程	必須	
04	様式第3	氏名（名称、住所）変更届出書	・氏名、名称、住所の変更	必須
05	様式第4	特定工場承継届出書	・譲り受け、相続、合併等による届出者の地位の承継	必須
06	任意	特定工場廃止届出書	・廃止	必須
07	任意	委任状	・代理人による届出	関係する場合

- ・準則計算書は、既存工場（昭和49年6月28日に設置されている工場）において、緑地面積率等が基準を下回る場合に作成してください。  
緑地面積率等の基準を満たしている場合は作成不要です。